

化学品・製品安全、物流安全

各事業所では、化学物質の適正な取り扱い・管理に取り組んでいます。

また、関係者に対しては、製品の性状、取り扱い方法を明確にし、逐次情報を提供しています。

化学物質管理

化学物質は私たちの生活になくてはならない有用なものですが、適切に管理を行わなければ、環境汚染や事故につながり、人の健康や生態系に影響をもたらすおそれもあります。

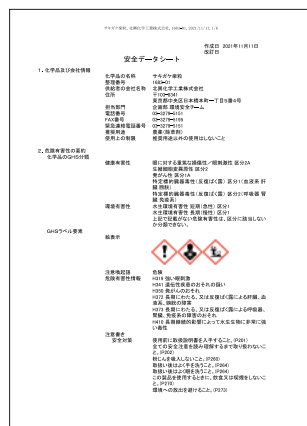
化学物質の取り扱いにあたっては、各種法令を順守することはもとより、研究開発、製造などの段階に応じて、安全情報の収集、安全性試験、リスクアセスメントを実施し、適切な管理を行っています。

安全データシート(SDS)の整備

化学製品を安全に取り扱うための注意事項を記載した安全データシート(SDS)を全ての製品について作成し、お客さまへの情報提供と、従業員への教育に使用しています。主力農薬製品のSDSについてはウェブサイトに掲載しています。化管法*1改正に伴う農薬ラベルの記載事項の変更に



<https://www.hokkochem.co.jp/business/pesticide/product-sds>



安全データシート(SDS)

新旧対照表」をウェブサイトに掲載し、周知を図っています。

また、労働安全衛生法の改正に対応し、SDSの改訂を順次行っています。

*1 化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

物流安全の確保

各工場では輸送会社と定期的に協議会を開催するなど、お互いに連携して物流における環境・安全対策に取り組んでいます。また、製品輸送時における万一の事故に備え、緊急時の措置・連絡先などを記載した緊急連絡カード「イエローカード」*2の携行を運転手に徹底しています。さらに、イエローカードを補完する目的として、段ボール箱に「指針番号」*3と「国連番号」*4を表示する「容器イエローカード(ラベル方式)」*5の導入を進めています。



イエローカード



容器イエローカード(段ボール箱記載例)

*2 緊急連絡カード「イエローカード」：事故が発生した場合に運転手や消防・警察などの関係者がとるべき措置を記載した黄色の書面。緊急時に識別しやすいように黄色の用紙を使用していることから、イエローカードと呼ばれている。

*3 指針番号：日本化学工業協会「緊急時応急措置指針」において、化学物質を危険有害性と緊急時対応が共通する62のグループに分類し、付与された番号。緊急時には、指針番号から応急措置の情報を得ることができ。

*4 国連番号：国連危険物輸送専門家委員会の「危険物輸送に関する勧告」(オレンジブック)の中で定められた、危険物質ごとに付けられた4桁の番号。

*5 容器イエローカード(ラベル方式)：イエローカードを補完する目的で、製品段ボールまたは製品ラベルに、「指針番号」「国連番号」を表示すること。